

TERP32-2~~5~~6

ASNITE 公表用文書

ASNITE 試験方法区分一覧

(第 2~~5~~6 版)

202~~4~~6 年 ~~12~~00 月 ~~10~~00 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

ASNITE 試験方法区分一覧

製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）における試験事業に係る試験方法の区分は、次の分類に従い、表 1 の 1、表 1 の 2、表 2、表 3、表 4、表 5、表 6、表 7、表 8 及び表 9 に定める。

- 分類 1 法令に基づく試験方法の区分（表 1 の 1 及び表 1 の 2）
- 分類 2 JNLA 試験方法区分を準用する試験方法の区分（表 2）
- 分類 3 OIML 製品認証に係る製品試験の区分（表 3）
- 分類 4 エネルギースタープログラムに係る試験方法の区分（表 4）
- 分類 5 系統連系規格の試験方法の区分（表 5）
- 分類 6 EHEDG 認証スキームに係る試験方法の区分（表 6）
- 分類 7 IECEx 機器認証スキームに係る試験方法の区分（表 7）
- 分類 8 抗ウイルス性試験規格の試験方法の区分（表 8）
- 分類 9 生分解性試験規格の試験方法の区分（表 9）

表 1 の 1 特定計量器検定検査規則に基づく電力量計等に係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
計量法に基づく特定計量器 検定検査規則第 681 条又は 第 725 条で規定する電気 的性能等の試験	最大需要電力計 （電子式）	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定 める電気的性能、影響又は妨害の試験方 法
	普通電力量計及び 精密電力量計 （電子式）	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に定 める電気的性能、影響又は妨害の試験方 法
	無効電力量計 （電子式）	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に定 める電気的性能、影響又は妨害の試験方 法
計量法に基づく特定計量器 検定検査規則第 681 条又は 第 725 条で規定する機械 的性能等の試験	最大需要電力計 （電子式）	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定 める機械的性能、粉じんの侵入の影響、 耐久性、複合電気計器の表示機構の試 験、出力機構の試験又は需要時限の試験 方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
	普通電力量計及び精密電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に定める機械的性能、粉じんの侵入の影響、耐久性、複合電気計器の表示機構の試験、挿抜強度試験、発信装置及び分離することができる表示機構の試験、出力機構の試験又は電力開閉装置の試験方法
	無効電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に定める機械的性能、粉じんの侵入の影響、耐久性、複合電気計器の表示機構の試験、発信装置及び分離することができる表示機構の試験又は出力機構の試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する負荷電流導体及び端子の温度上昇試験	最大需要電力計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定める負荷電流導体及び端子の温度上昇試験方法
	普通電力量計及び精密電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に定める負荷電流導体及び端子の温度上昇試験方法
	無効電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に定める負荷電流導体及び端子の温度上昇試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する絶縁性能の試験	最大需要電力計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定める絶縁性能の試験方法
	普通電力量計及び精密電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に定める絶縁性能の試験方法
	無効電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に定める絶縁性能の試験方法
計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条又は第 725 条で規定する耐候性等の試験	最大需要電力計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定める耐候性の試験方法
	普通電力量計及び精密電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に定める耐候性の試験方法又は塗膜の厚さの試験方法
	無効電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に定める耐候性性能の試験方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
計量法に基づく特定計量器 検定検査規則第 681 条又 は第 725 条で規定する材質 の試験	最大需要電力計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 681 条で規定する JIS C 1283-2 に定 める材質の試験方法
	普通電力量計及び 精密電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 725 条で規定する JIS C 1271-2 に定 める材質の試験方法
	無効電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 725 条で規定する JIS C 1273-2 に定 める材質の試験方法
計量法に基づく特定計量器 検定検査規則第 681 条又 は第 725 条で規定する検定 の方法 (個々に定める性能)	最大需要電力計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 681 条で規定する JIS C 1283-2 の附 属書 A の A.1c) に定める試験方法
	普通電力量計及び 精密電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 725 条で規定する JIS C 1271-2 の附 属書 JA の JA.1c)に定める試験方法
	無効電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 725 条で規定する JIS C 1273-2 の附 属書 B の B.1b)に定める試験方法
計量法に基づく特定計量器 検定検査規則第 706 条又 は第 750 条で規定する検定 の方法 (器差検定の方法)	最大需要電力計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 706 条で規定する JIS C 1283-2 の附 属書 A の A.2 に定める試験方法
	普通電力量計及び 精密電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 750 条で規定する JIS C 1271-2 の附 属書 JA の JA.2 に定める試験方法
	無効電力量計 (電子式)	計量法に基づく特定計量器検定検査規則 第 750 条で規定する JIS C 1273-2 の附 属書 B の B.2 に定める試験方法

表 1 の 2 計量法第 71 条第 1 項第一号の技術上の基準に係る
非自動はかりの試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
計量性能試験	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 183 条で規定する JIS B 7611-2 附属書 A の A.4、A.5 (A.5.4 を除く)、A.6、附属書 B の B.2 及び B.4 に定める計量性能の試験方法
電磁環境における性能試験	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 183 条で規定する JIS B 7611-2 附属書 A の A.5.4 及び附属書 B の B.3 に定める電磁環境における性能の試験方法
表記及び機能確認試験(ソフトウェアも含む)	非自動はかり	計量法に基づく特定計量器検定検査規則第 118 条及び第 127 条で規定する JIS B 7611-2 に定める表記事項及び機能確認の試験方法(「特定計量器の型式承認申請のための試験結果の証明書添付にあたっての必要事項(非自動はかり)<ASNITE 試験事業者向け>(NMIJ-G01-NW)」様式 1 を参照し、該当する JIS B7611-2 の適用箇条ごとに記載された試験方法又は目視による試験方法)

表 2 JNLA 試験方法区分を準用する試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
絶縁試験	太陽電池	IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61646 IEC 61730-2 に規定する絶縁試験方法
外観・構造試験	太陽電池	IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61646 IEC 61730-2 に規定する外観・構造試験方法
エアコン能力試験	エアコン	ISO 5151 に規定するエアコン能力試験方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
耐久性・耐食性試験	太陽電池	IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61345 IEC 61646 に規定する耐久性・耐食性試験方法
	電池類	IEC 61951-1 IEC 61951-2 IEC 61959 IEC 62133 IEC 62133-1 IEC 62133-2 韓国 電気用品安全管理法 電気用品安全基準 KC 62133-2 に規定する耐久性・耐食性試験方法
	電気製品	IEC 60068-2-6 に規定する耐久性・耐食性試験方法
機械的強度試験	太陽電池	IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61646 IEC 61730-2 に規定する機械的強度試験方法
	電池類	IEC 61951-1 IEC 61951-2 IEC 61959 IEC 62133 IEC 62133-1 IEC 62133-2 韓国 電気用品安全管理法 電気用品安全基準 KC 62133-2 に規定する機械的強度試験方法
	電気製品	IEC 60068-2-31 に規定する機械的強度試験方法
電気・電子難燃性等試験	太陽電池	IEC 61730-2 に規定する電気・電子難燃性等試験方法
温度試験	太陽電池	IEC 61730-2 に規定する温度試験方法
電池類電気的特性試験	電池類	IEC 61951-1 IEC 61951-2 IEC 61960 IEC 61960-3 に規定する電池類電気的特性試験方法

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
電池類安全性試験	電池類	IEC 61951-1 IEC 61951-2 IEC 62133 IEC 62133-1 IEC 62133-2 韓国 電気用品安全管理法 電気用品安全基準 KC 62133-2 に規定する電池類安全性試験方法
太陽電池特性試験	太陽電池	IEC 60904-1 IEC 61215 IEC 61215-2 IEC 61646 に規定する太陽電池特性試験方法
電気応用機器電氣的特性試験	冷蔵冷凍製品	IEC 62552-3 に規定する電気応用機器電氣的特性試験方法
内装材料の燃焼性試験	車両の内装材料及び部品	ISO 3795 FMVSS No.302 に規定する燃焼性試験方法

※ 表 2 の区分の ASNITE 認定申請は、その申請区分に対応する JNLA 試験方法区分の JNLA 登録を受けている場合に限り申請を受け付けるものとする。
その申請区分に対応する JNLA 試験方法区分の JNLA 登録を受けていない場合は、ASNITE 認定申請と対応する区分の JNLA 登録申請が同時に行われた場合に申請を受け付けるものとする。

表 3 OIML 製品認証に係る製品試験の区分

製品試験の区分	試験対象	試験方法(関連文書)
OIML 分野ーロードセル	ロードセル	OIML R 60
OIML 分野ー非自動はかり	非自動はかり	OIML R 76
OIML 分野ー水以外の液体	水以外の液体用動的計量システム	OIML R 117

表 4 エネルギースタープログラムに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
エネルギースター ディスプレイ試験	ディスプレイ	EPA 基準文書：ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Displays
エネルギースター 画像機器試験	画像機器	EPA 基準文書：ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Imaging Equipment
エネルギースター ダウンライト試験	ダウンライト	EPA 基準文書：ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Downlights (IES LM-80)
エネルギースター テレビ試験	テレビ	EPA 基準文書：ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Televisions
エネルギースター コンピュータ試験	コンピュータ	EPA 基準文書：ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Computers
エネルギースター コンピュータサーバー試験	コンピュータサーバー	EPA 基準文書：ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Computer Servers

※米国 EPA (United States Environmental Protection Agency: アメリカ合衆国環境保護庁) が エネルギースタープログラムの試験結果として受け入れられる試験方法は、それぞれの EPA 基準文書の最新版である。ただし、米国 EPA が旧試験方法の移行期間を定めている場合を除く。

※ENERGY STAR Program Requirements Product Specification for Luminaires (Light Fixtures) は EPA の計画に従って廃止

表 5 系統連系規格の試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
系統連系における 電気品質試験	パワーコンディショ ナー	タイ PEA B.E.2551(2008) ^{※1} 4.1, 4.2 及び 4.3 タイ PEA B.E.2559(2016) ^{※1} Attachment 6 3.1, 3.2 及び 3.3 タイ MEA Grid-connected Inverter Regulation(2015) ^{※2} 4.3.1, 4.3.2 及び 4.3.3
系統連系における 電力システム安定化試験	パワーコンディショ ナー	タイ PEA B.E.2551(2008) ^{※1} 4.4 及び 4.5 タイ PEA B.E.2559(2016) ^{※1} Attachment 6 3.4 及び 3.5
系統連系における 系統擾乱時の運転継続機 能に係る試験	パワーコンディショ ナー	タイ PEA B.E.2551(2008) ^{※1} 4.6 タイ PEA B.E.2559(2016) ^{※1} Attachment 6 3.6
系統連系における 系統異常時の動作試験	パワーコンディショ ナー	タイ PEA B.E.2551(2008) ^{※1} 4.7, 4.8, 4.9 及 び 4.10 タイ PEA B.E.2559(2016) ^{※1} Attachment 6 3.7, 3.8, 3.9 及び 3.10 タイ MEA Grid-connected Inverter Regulation(2015) ^{※2} 4.3.4, 4.3.5, 4.3.6 及び 4.3.7 IEC 62116 6 及び Annex B
系統連系における 効率試験	パワーコンディショ ナー	EN 50530 4, 5, Annex D, Annex E 及び Annex F

※1 タイ PEA (Provincial Electricity Authority: タイ地方配電公社) が公表している試験方法。

・タイ PEA B.E.2551(2008): Electricity Grid System Connection Requirement of Provincial Electricity Authority

・タイ PEA B.E.2559(2016): Provincial Electricity Authority Requirement of Power Network System Interconnection Code

※2 タイ MEA (Metropolitan Electricity Authority: タイ首都圏配電公社) が公表している Grid-connected Inverter Regulation の試験方法。

表 6 EHEDG 認証スキームに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
食品加工装置の定置洗浄 適性	食品加工装置	EHEDG Document No.2, A method for the assessment of in-place cleanability of food processing equipment (EHEDG 文書 No.2: 食品加工装置の定置洗浄適性の評価方 法)

表 7 IECEx 機器認証スキームに係る試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
耐圧防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-1
内圧防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-2
砂詰防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-5
油入防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-6
安全増防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-7
本質安全防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-11
内圧室及び換気室による防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-13
非点火防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-15
樹脂充てん防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-18
本質安全電気システム	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-25, IEC 60079-11
機器保護レベル(EPL) Ga	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-26
光放射を用いる機器及び伝送システムの保護	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-28
容器による粉じん防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-31
電気抵抗トレスヒータ	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC/IEEE 60079-30-1
特殊防爆構造	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 60079-33
機器アセンブリ	防爆構造電気機械器具 防爆構造非電気機械器具	IEC 60079-0, ISO 80079-36, IEC/TS 60079-46
可燃性粉塵用の保護レベル Dc (防爆) 集塵機および掃除機	防爆構造電気機械器具	IEC 60079-0, IEC 62784
非電気機器防爆構造	防爆構造非電気機械器具	ISO 80079-36, ISO 80079-37

※表 7 の試験方法規格については、最新版又はそのひとつ前の版のどちらかを選択できる。
 但し、IECEx Test Report の改版 (Issue up) 及び Unit verification については任意の旧版を選択できる。(Unit verification: 試験を実施した機器現物を認証するもの)

表 8 抗ウイルス性試験規格の試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
懸濁液中の抗ウイルス性試験	液剤	ASTM E1052-20 EN 14476:2013+A2:2019
繊維製品の抗ウイルス性試験	繊維製品	ISO 18184:2019
プラスチック及び非多孔質表面の抗ウイルス性試験	プラスチック及び非多孔質製品	ISO 21702:2019

※懸濁液中の抗ウイルス性試験方法については、ASTM E1052、EN 14476 又は両方を申請することができる。

表 9 生分解性試験規格の試験方法の区分

試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
海洋生分解性試験	生分解性プラスチック	ISO 16623 ISO 16636 ISO 18830 ISO 19679 ISO 23977-1 ISO 23977-2 ISO 22404 ASTM D6691
コンポスト条件下の生分解性試験	生分解性プラスチック	ISO 14855-1 ISO 14855-2

附則

この[文書規程](#)は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この[文書規程](#)は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この[文書規程](#)は、平成 21 年 3 月 2 日から施行する。

附則

この[文書規程](#)は、平成 21 年 8 月 6 日から施行する。

附則

この[文書規程](#)は、平成 22 年 8 月 31 日から施行する。

附則

この[文書規程](#)は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

附則

この文書規程は、平成 22 年 12 月 17 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 23 年 4 月 7 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 25 年 11 月 7 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この文書規程は、平成 29 年 9 月 22 日から施行し、10 月 1 日から適用する。

附則

この文書規程は、平成 30 年 9 月 6 日から施行する。

附則

この文書規程は、2019 年 3 月 4 日から施行する。

附則

この文書規程は、2020 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この文書規程は、2020 年 10 月 9 日から施行する。

附則

この文書規程は、2021 年 7 月 2 日から施行する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

附則

この文書規程は、2023 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この文書規程は、2024 年 7 月 30 日から施行する。

附則

この文書規程は、2024 年 9 月 5 日から施行する。

附則

この文書規程は、2024 年 12 月 10 日から施行する。

附則

この文書は、2026 年 00 月 00 日から施行する。

ASNITE 試験方法区分一覧 第 ~~25~~26 版
改正のポイント

【改正内容】

◆表 9 の海洋生分解性試験に ISO 16636、ISO 16623 を追加

内容の変更を伴う改正箇所には、下線を付しています。